

平成23年5月30日

2年生・3年生 保護者 各位

米子北高等学校
校長門脇 由己
(公印省略)

高等学校等就学支援金の加算について

新緑の候、保護者各位には平素、本校の教育振興にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、昨年4月から国の就学支援金制度がスタートいたしました。就学支援金は、**月額9,900円(年額118,800円)**を基本とし、保護者の所得に応じて、下記の条件に該当する場合には届出により加算されます。

4月～6月分は提出済みの22年度分市(町村)県民税額にもとづき加算支給されていますが、7月分～3月分は23年度分市(町村)県民税額によってあらためて審査いたします。

つきましては、現在課税証明書を提出されている方で、7月分以降も引き続き加算要件を満たす方と新たに加算要件に該当する方は、市町村の発行する23年分課税証明書(世帯全員)(ほとんどの自治体は6月1日以降発行)と加算支給に関する届出書を**6月10日(金)**までに、本校事務室までご提出ください。

※所得が無い場合でも0円と表示されるよう申告してください。(*マーク表示不可)

記

①両親とも市町村民税の**所得割額**が**非課税**の場合

(年収約250万円未満程度)

就学支援金額 月額**19,800円** 年額**237,600円**

②両親の市町村民税の**所得割額の合算**が**18,900円以下**の場合

(年収約250万円～350万円未満程度)

就学支援金額 月額**14,850円** 年額**178,200円**

注) 保護者が両親以外の場合はその者の所得による。

注) 年収はおおよその目安であり加算の判断は**市町村民税の所得割額**による為、必ず申告されて、その額がわかるものをご提出ください。

注) ①について本校は**月額17,000円**が上限となります。

(月額納付金のうち授業料部分は17,000円のため)